

広島県立美術館評価委員会設置要項

(設置)

第1条 広島県立美術館（以下「美術館」という。）の業務の実績を評価し改善策を提示するとともに、美術館運営に関して助言を行うため、美術館に広島県立美術館評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8名をもって組織する。

- 2 委員は、美術館の運営及び事業に関係する分野に見識を有する者のうちから、美術館長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、美術館長は新たに委員を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、美術館長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席を必要とする。
- 3 委員会は次の事項について審議する。
 - (1) 美術館の評価方法に関する事
 - (2) 美術館の事業計画の評価に関する事
 - (3) 美術館の事業実績の評価に関する事
 - (4) その他、美術館運営に関する助言・指導に関する事
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に必要な経験・知識を有する者を招き、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、美術館において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年6月29日から施行する。